

## 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 へき地医療拠点病院運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、へき地医療拠点病院を運営し、無医地区巡回診療等を実施することにより、山梨県地域保健医療計画に基づき、山村、辺地等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保することを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の対象となる事業は、山梨県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は次により算出した額とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により種目ごとに選定された額の合計額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合計額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費</p> <p>医師 61,000 円×延日数</p> <p>その他 25,000 円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費</p> <p>3,700 円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費</p> <p>医師 61,000 円×延日数</p> <p>その他 25,000 円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給</p> <p>職員諸手当</p> <p>非常勤職員手当</p> <p>報償費</p> <p>諸謝金</p> <p>旅費（研究費に計上したものを除く。）</p> <p>備品費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。また単価50万円未満の備品に限る。）</p> <p>消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>材料費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>光熱水料</p> <p>借料及び損料（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>社会保険料</p> <p>雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>



	イ へき地診療所診療支援システム  (456,400 円 + 38,210 円 × 導入へき地診療所数) × 稼動月数	ムに係る経費に限る。)
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1 か所当たり次により算出された額 2,253,000 円	総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 社会保険料

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更及び経費の増減を行う場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。
  - ア 事業に要する経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
  - イ 補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
- (2) 事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効果的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
  - ア 補助事業者が市町村の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が市町村以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、（別紙様式5）により速やかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（申請手続）

- 第6 この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、これを知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者は、申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請）

- 第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により事業を変更（中止・廃止）しようとする場合は、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別紙様式2）により、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

- 第8 この補助金の交付は、知事が必要と、認めるときは概算払いとすることができる。概算払いの交

付を受けようとするときは概算払請求書（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第9 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、（別紙様式4）による実績報告書を知事に提出して行わなければならない。

なお、第6の定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

第10 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（その他）

第11 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 山梨県へき地中核病院運営費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年8月4日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年10月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年11月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年9月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年8月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年9月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年12月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。